

別紙 3-1-②

飼料増産活性化対策のうち草地改良技術等普及対策のうち高品質TMR供給支援対策の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第2の3のうち高品質TMR供給支援対策に係る畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第1 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

- (1) 「TMRセンター」とは、TMR（Total Mixed Ration の略称。牛が必要となる全ての栄養素をバランスよく含んだ飼料をいう。）の生産・供給を行う次のいずれかの法人又は団体をいう。
 - ① 農業協同組合
 - ② 農業協同組合連合会
 - ③ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
 - ④ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）
 - ⑤ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
 - ⑥ 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）であって、次の全ての要件を満たすもの
 - ア 農業を主たる事業として営んでいること。
 - イ 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。
 - ウ 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。
 - ⑦ 事業実施主体が特に必要と認める団体

第2 事業の内容

本事業は、第3に定める事業実施主体が行う次の1から3までの取組に対し助成し、補助対象基準及び補助率は別紙3-1-②別表のとおりとする。

1 調査分析

TMRセンターが行う高品質なTMR原料となるサイレージを生産するための調査、飼料分析等の取組への助成

2 TMR原料となるサイレージの品質改善対策

- (1) TMRセンターが行うバンカーサイロの経年劣化に起因する品質低下や異物混入等の課題を改善するための床面等（バンカーサイロ前のエプロンを含む。）の補改修の取組への助成
- (2) TMRセンターが行うTMR原料となるサイレージの品質を向上させるための技

術を検討し実証する取組への助成

3 事業推進等

- (1) TMRセンターが行う 1 及び 2 の取組の円滑な推進に必要な取組
- (2) 2 の (2) の技術実証で得られた結果等の取りまとめ、研修会の開催、普及資料の作成、配布等の技術普及の取組

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表 1 の 3 の事業実施主体の欄に掲げるとおりとする。

第4 事業実施の手続

1 事業実施主体の選定

事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。

2 品質改善計画の作成等

- (1) TMRセンターは、別紙 3-1-②様式第 1-1 号により品質改善計画を作成し、事業実施主体に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) 本要領第 3 の 1 の事業実施計画は、別紙 3-1-②様式第 1-2 号により作成するものとする。
- (3) 事業実施主体は、事業実施計画を提出しようとする者を第 1 の (1) の⑦に定める団体として認めようとする場合には、事業実施計画の提出の際に、別紙 3-1-②様式第 2 号の特認団体協議書を付して、畜産局長の承認を受けるものとする。

第5 事業の成果目標及び目標年度

交付等要綱第 31 の成果目標は、取組対象となった TMRセンターのサイロにおける、事業実施後のサイレージの品質評価（V スコア）の点数を目標の指標とし、事業実施前に 80 点未満の場合にあっては、4 点以上増加し、かつ、80 点以上となることを、事業実施前に 80 点以上の場合にあっては、3 点以上増加することを、成果目標として設定し、目標年度は、事業完了年度から 2 年以内とするものとする。

第6 事業の実施基準

- 1 第 2 の 1 の飼料分析は、TMRセンターの委嘱により、公的機関等が実施するものとする。
- 2 第 2 の 2 の (1) のバンカーサイロの補改修については、国の補助事業により整備したバンカーサイロであって処分制限期間内のものは助成対象外とする。
なお、バンカーサイロについては、品質改善計画において、補改修の内容に応じた品質改善効果期間を設定することとし、TMRセンターは、この期間内におけるバンカーサイロの適切な管理及び利用に努めることとする。
- 3 第 2 の 2 の (2) の技術実証については、サイレージの品質に影響を与える次の要素を踏まえて効果的に品質向上を図る技術を実証するものとし、その規模は実証内容に応じた適正なものとする。
 - (1) 原料となる飼料作物の種類
 - (2) 原料の詰込・調製方法
 - (3) 密閉度を高めるためのサイロ床面等の加工
 - (4) 調製用資材

(5) その他品質に影響する要素

第7 事業達成状況の報告

交付等要綱第30による事業実施主体が行う本事業の達成状況の報告は、次に掲げるとおりとする。

- 1 TMRセンターは、別紙3-1-②様式第3-1号により、事業実施翌年度の7月末までに、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、別紙3-1-②様式第3-2号により、事業実施翌年度の8月末までに、畜産局長に報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、TMRセンターからの報告を受けた内容について、必要に応じてTMRセンターに対して改善指導等を行うものとする。

第8 事業の評価等

- 1 TMRセンターは、事業の成果について別紙3-1-②様式第4-1号により、事業実施主体が定める期日までに、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 交付等要綱第31に規定する事業評価の報告は、1の報告を基に別紙3-1-②様式第4-2号の成果報告書により事業実施主体自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度9月末までに畜産局長に提出するものとする。

第9 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じて本事業の一部を適当と認める者に委託することができる。この場合において、事業実施主体は、事業実施計画の提出の際に、別紙3-1-②様式第5号の事業委託協議書を付して、畜産局長の承認を受けるものとする。

第10 申請書類等の保存期間

本事業の補助金の交付を受けた者は、本事業の参加申込み及び補助金の交付申請の基礎となった証拠書類並びに補助金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第11 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙 3 - 1 - ②別表

補助対象経費及び補助率について

区 分	補助対象基準	補助率
1 調査分析	① 高品質な原料生産のための調査に係る経費 本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、 当該取組に直接必要な調査のための「委員旅費」、「謝金」及び「賃金」 ② 飼料分析に係る経費（試料の採取及び送付に要する経費を含む。）	1 / 2 以内
2 TMR原料となるサイレージの品質改善対策 (1) バンカーサイロの床面等の補改修 (2) 技術実証	① バンカーサイロの床面等の補改修に係る経費（補改修の対象にはバンカーサイロ前のエプロンを含む。） アスファルト等の資材費 等 ② TMR原料の品質向上のための技術実証に係る経費 調製用資材、床面加工資材等の資材費 等	1 / 2 以内
3 事業推進等 (1) 1 及び 2 の取組の円滑な推進 (2) 技術普及	① 1 及び 2 の取組の円滑な推進に必要な取組に係る経費 本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、 当該取組に直接必要なもの ② TMR原料の品質向上に関する技術普及に係る経費 本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、 当該取組に直接必要な「備品費」、「会場借料」、「通信運搬費」、「借上費」、「印刷製本費」、「資料購入費」、「消耗品費」、「データ収集・処理・分析費」、「講師旅費」、「謝金」、「賃金」及び「雑役務費」	定額

別紙３－１－②様式第１－１号（第４の２の（１）関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

○年度高品質TMR供給支援対策のTMR原料品質改善計画の（変更）承認申請について

○年度において、高品質TMR供給支援対策を実施したいので、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領別紙３－１－②第４の２の（１）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）別添を添付すること。

(別添)

(〇〇TMRセンター)
TMR原料品質改善計画

令和〇年〇月策定

計画作成主体名：

所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町

1. TMRセンターの概要

組織名称			
住 所	〒 TEL () — FAX () —		
TMR 供給者数	戸	TMR 製造量	t / 年
自給飼料面積	ha	サイロ数	基

注：サイロごとに整理番号を付した施設図を添付すること。

2. TMR原料の現状

(1) TMR原料の品質に関する課題

--

(2) サイロの概要

整理番号	整備年月日	補助金活用の有無	種類	規模	劣化等の状況	備考

注1：「整理番号」は施設図と合致させること。

注2：「種類」にはサイロの形状（バンカー、スタック等）を記載すること。

注3：「劣化等の状況」については、必要に応じて写真等を添付すること。

(3) 品質改善前のTMR原料の概要

サイロ整理番号	草種等	V-スコア値	品質に関する特記事項	備考

注1：「草種等」については、必要に応じて刈取時期等を記載すること。

注2：「V-スコア値」として複数のサイロの平均値を記入する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

注3：「品質に関する特記事項」については、V-スコアで表せない品質上の課題がある場合に記載すること。

3. 対策の概要及び目標

(1) TMR原料の品質改善に向けた方針

--

(2) 調査分析

調査分析項目	具体的内容 (方法、数量、範囲、時期等)	備考

(3) TMR原料品質改善

[バンカーサイロ補改修を実施する場合]

サイロ 整理番号	補改修の内容	維持・管理方針	品質改善 効果期間	備考

注1：「補改修の内容」には、対象範囲、使用する資材等を記載すること。

注2：「維持・管理方針」には、補改修により得られる効果を維持するための取組等を記載すること。

[TMR原料品質向上技術実証を実施する場合]

実証項目	草種等	サイロ 整理番号	具体的内容	備考

注1：「実証項目」には、①原料飼料作物の種類、②原料の詰込・調製方法、③密閉度を高めるためのサイロ床面等の加工、④調製用資材、⑤その他品質に影響する要素のいずれかを記載すること。また、複数の項目について実証する場合は、それぞれ別々に記載すること。

注2：他の組織と連携して実証を行う場合は、当該組織を備考欄に記載すること。

(4) 目標及び目標年度

対象	V－スコア		目標 数量 (t)	目標 年度	備考
	基準値 (○年度)	目標値			
				年	

注1：「対象」には、当該目標の対象となる範囲を記載すること。（例：TMRセンター全体、草種、サイロの範囲など）

注2：「基準値」は原則対象とする範囲の直近の値とし、設定根拠となる、飼料分析結果等を添付すること。

注3：草種やサイロごとに「目標値」を設定することも可能とする。

注4：サイロに対して目標設定する場合において、基準年と目標年で調製する草種が異なる場合は、同一敷地内の他のサイロのV－スコアを基準値とすることとする。この場合には、その旨を備考欄に記載すること。（複数のサイロで同一草種の調製を行っている場合は、原則として平均値とする。）

注5：「目標数量」には、対象とする範囲におけるTMR原料生産量の目標年の予定数量を記載すること。

注6：「目標年度」には事業完了年度から2年以内の年度を記入すること。

4. 事業費

区分	内容	事業費 (円)	負担区分		備考
			補助金 (円)	その他 (円)	
(1) 調査分析					
① 飼料分析					
② 高品質な原料生産のための調査					
(2) TMR原料品質改善					
① 補改修の取組					
② 技術実証の取組					
合計					

注1：別途、事業費の積算根拠を添付すること。

注2：補助金の額は事業費の2分の1以内とすること。

5. その他

--

注：計画の策定に当たり、地方自治体、その指導機関又は有識者の意見を聴いた場合、それらの機関名、所属・氏名等を記入すること。

※：行が不足する場合は、追加すること。

※：TMR原料品質改善計画を変更する場合には、変更前を括弧書で上段に、変更後を下段に二段併記すること。

○年度高品質 TMR 供給支援対策 事業実施計画

1 事業の目的

--

2 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施 主体	
1 調査分析	円	円	円	
2 TMR 原料品質改善				
3 事業の推進				
合計				

注：事業実施計画を変更する場合には、変更前を括弧書で上段に、変更後を下段に二段併記すること（以下同じ。）。

3 事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

別添 詳細計画

1 TMRセンターの取組

番号	TMRセンサー	合計			調査分析			TMR原料品質改善			目標				備考
		事業費	負担区分		事業費	負担区分		事業費	負担区分		基準値	目標値	目標数量	目標年	
			補助金	その他		補助金	その他		補助金	その他					
合計															

注：事業実施計画を変更する場合には、変更前を括弧書で上段に、変更後を下段に二段併記すること（以下同じ。）。

2 事業の推進に必要な取組

(1) TMR原料の品質向上に関する技術の普及

取組内容	事業費	補助金	備考

(2) 事業の円滑な推進

取組内容	事業費	補助金	備考

3 その他留意事項

--

特認団体協議書

団体名称			
住 所	〒 TEL () － FAX () －		
申 請 者 (代表者名)			
団体設立年月日		畜産技術者数	人
総事業費	円	うち補助金	円
特認とする 理由			

注：事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること等を示す資料を添付すること。

別紙 3－1－②様式第 3－1 号（第 7 の 1 関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

○年度高品質 TMR 供給支援対策の事業達成状況報告書

飼料自給率向上緊急対策事業実施要領別紙 3－1－②第 7 の 1 に基づき、別添のとおり報告します。

記

事業の内容
別添のとおり。

（注）別添については、別紙 3－1－②様式第 1－1 号に準じて作成すること。

別紙 3－1－②様式第 3－2 号（第 7 の 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

○年度高品質 TMR 供給支援対策の事業達成況報告書

飼料自給率向上緊急対策事業補助金交付等要綱第 30 に基づき、別添のとおり報告します。

記

事業の内容
別添のとおり。

（注）別添については、別紙 3－1－②様式第 1－2 号に準じて作成すること。

別紙 3－1－②様式第 4－1 号（第 8 の 1 関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

○年度高品質 TMR 供給支援対策の成果報告書

飼料自給率向上緊急対策事業実施要領別紙 3－1－②第 8 の 1 に基づき、別添のとおり報告します。

（注）別添を添付すること。

(別添)

高品質TMR供給支援対策成果報告書

1. TMRセンター名

2. 事業実施状況

区分	事業費 (円)	負担区分		備考
		補助金 (円)	その他 (円)	
調査分析				
TMR原料品質改善対策				
補改修の取組				
技術実証の取組				
合計				

3. 成果目標の実績

(1) 事業対象TMR原料の品質（Vスコア）

対象	基準年度 (○年度)	目標年度 (○年度)			対象 数量 (t)	備考
	基準値	目標値	実績値	点差		
平均値						

(2) 取組内容・効果

--

注：TMR原料品質改善の具体的内容とその効果、成果目標の達成や事業における取組により、どのような具体的効果があったのか等を記載。

4. 事業実施後の課題、改善方策等

--

注：成果目標の達成や事業実施の上で課題となった点、改善方策等を記載。

別紙 3－1－②様式第 4－2 号（第 8 の 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

○年度高品質 TMR 供給支援対策の成果報告書

飼料自給率向上緊急対策事業補助金交付等要綱第 31 に基づき、別添のとおり報告します。

（注）別添を添付すること。

(別添)

高品質TMR供給支援対策成果報告書

1. 事業実施TMRセンター数

2. 事業実施状況

区分	TMRセンター数	事業費 (円)	負担区分		備考
			補助金 (円)	その他 (円)	
調査分析					
TMR原料品質改善対策					
補改修の取組					
技術実証の取組					
合計					

2. 成果目標の実績

(1) 事業対象TMR原料の品質（V－スコア）

基準年度		○年度	
目標年度	目標	○年度	
	実績	○年度	
点差			

(2) 取組内容・効果

--

注：TMR原料品質改善の具体的内容とその効果、成果目標の達成や事業における取組により、どのような具体的効果があったのか等を記載。

3. 事業実施後の課題、改善方策等

--

注：成果目標の達成や事業実施の上で課題となった点、改善方策等を記載。

事業委託協議書

団体名称			
住 所	〒 TEL () － FAX () －		
申 請 者 (代表者名)			
団体設立年月日		畜産技術者数	人
委 託 費	円		
委託内容			
委託理由			

注 1：事業委託要領案等委託内容の分かるものを添付すること。
注 2：委託業務を適正に行うことができる体制を有していること等を示す資料を添付すること。